

栄養士免許申請審査基準

1 栄養士免許申請書（様式 1）

- (1) 指定の様式に合致しているか。
- (2) 「住所」が愛知県内であるか。
- (3) 記入内容は戸籍等の添付書類に基づいているか。記入誤りや記入漏れはないか。
- (4) 所定の欄に定められた手数料の愛知県収入証紙（キャッシュレス決済の場合はレシート）が貼付されているか。また、き損や汚損等の不備はないか。

2 栄養士養成施設の卒業証明書又は卒業証書の写し

- (1) 卒業した学校等が栄養士養成施設であるか。
- (2) 記載された氏名等が戸籍等と一致するか。
- (3) 卒業証書の写しを提出する場合、写しと原本が合致しているか（原本は窓口で確認し、返却）。

3 栄養士養成課程履修証明書

- (1) 旧法による栄養士試験合格者以外が申請する場合に添付されているか。
- (2) 記載された氏名等が戸籍等と一致するか。
- (3) 栄養士養法施行規則第 9 条第 1 項に規定された教育内容及び単位数と養成施設において定めた科目及び単位数の対照が明示され、申請者が履修した単位数が明確にされているか。

4 栄養士試験合格証

- (1) 旧法による栄養士試験合格者が申請する場合に添付されているか。
- (2) 記載された氏名等が戸籍等と一致するか。

5 戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は住民票の写し

- (1) 申請日時点で発行から 6 か月以内か。
- (2) 住民票の写しの場合、本籍地又は国籍の記載があり、かつ、個人番号の記載のないものか。

6 併記を希望する氏名と現在の氏名の繋がりが確認できる書類

- (1) 旧姓又は通称名併記を希望する場合に添付されているか（5により確認できる場合を除く。）。
- (2) 申請日時点で発行日から 6 か月以内か。
- (3) 現在の戸籍謄本若しくは戸籍抄本が添付されている場合、併記を希望する姓が「従前戸籍」欄に記載されているか。記載されていない場合は、現在の戸籍から併記を希望する姓が「従前戸籍」欄に記載された除籍謄本等に至るまで、全て添付されているか。
- (4) 住民票の写しが添付されている場合、併記を希望する旧姓又は通称名の記載があり、かつ、個人番号の記載がないものか。